

○飯塚市成年後見制度における市長申立てに係る要綱

平成24年3月2日

飯塚市告示第60号

改正 H26-48

(趣旨)

第1条 この告示は、市長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき民法(明治29年法律第89号)に規定する後見、保佐又は補助(以下「成年後見等」という。)開始等の審判請求(以下「市長申立て」という。)

を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(H26-48一改)

(対象者)

第2条 市長申立ての対象者(以下「本人」という。)は、市内に居住する、又は飯塚市が福祉の措置の実施者である65歳以上の者、知的障がい者又は精神障がい者で、本人の配偶者又は四親等内の親族(以下「親族等」という。)による成年後見等開始の審判請求を行うことが見込まれず、その福祉を図るため特に必要があると認めるものとする。

(H26-48全改)

(市長への要請)

第3条 本人の日常生活のために有益な援助又は支援をしている者は、本人が成年後見制度の利用を必要とする状態にあると判断したときは、市長申立てを行うよう市長に要請することができる。

(H26-48一改)

(市長申立ての考察基準)

第4条 市長は、市長申立てを行うに当たり、次に掲げる事項を総合的に考察して判断するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の生活状況及び健康状態
- (3) 親族等の存否及び親族等による本人保護の可能性
- (4) 本人又は親族等が成年後見等開始の審判請求を行う意思の有無
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本人の福祉を図るために必要な事情

2 市長は、本人面談等を行い、前項の基準に基づき市長申立ての可否を速やかに決

定するものとする。

(H26-48一改)

(申立ての種類)

第5条 市長申立ては、次に掲げる審判の請求とする。

- (1) 後見開始の審判(民法第7条関係)
- (2) 保佐開始の審判(民法第11条関係)
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判(民法第13条第2項関係)
- (4) 補助開始の審判(民法第15条第1項関係)
- (5) 補助人に同意権を付与する審判(民法第17条第1項関係)
- (6) 保佐人に代理権を付与する審判(民法第876条の4第1項関係)
- (7) 補助人に代理権を付与する審判(民法第876条の9第1項関係)

(審判申立ての手続)

第6条 市長申立てに係る申立書、添付書類、予納すべき費用等の手続は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判費用に係る費用)

第7条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用を負担するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担した費用に関し、本人が生計を維持するに足りる十分な資力を有すると判断したときは、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを当該家庭裁判所に対し行い、当該命令がされたときは、本人に対して当該費用を求償するものとする。

(H26-48全改)

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、市長申立てに必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成26年2月21日 告示第48号)

この告示は、告示の日から施行する。